

入札説明書（総合評価落札方式）

国立療養所宮古南静園災害時緊急避難施設及び外構整備工事に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

1 手続開始の公示日 令和4年9月12日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立療養所宮古南静園事務長 石井 竜男

〒906-0003 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地

3 業務の概要

(1) 工事名 国立療養所宮古南静園災害時緊急避難施設及び外構整備工事

(2) 工事場所 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地

(3) 工事内容 災害時緊急避難施設及び外構整備工事（建築面積410.8㎡、延べ面積410.8㎡）

(4) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

(5) 本工事は、簡易な施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の工事である。

(6) 入札方式

① 本業務は、資料提出、入札等を紙入札方式で行う。

この申請の窓口及び受付時間は、以下のとおりである。

1) 受付窓口：国立療養所宮古南静園 庶務課 会計班

住所 〒906-0003 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地

TEL 0980-72-5321 FAX 0980-72-5859

2) 受付時間：閉庁日を除く毎日の8時30分から17時までとする。

② 本入札説明書における紙入札方式は、全て発注者の承諾を得たことを前提として行われるものである。

4 入札参加者に要求される資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 令和3・4年度厚生労働省競争参加資格において九州・沖縄地域における「建築一式」に係る「C」又は「B」等級に格付けされている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でない

こと。

- (4) 平成19年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）
- なお、当該施工実績が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事に係る施工実績にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。
- (ア) R C造平屋、延べ面積300㎡以上の新築又は増築
- (5) 次に示す事項に対する簡易な施工計画等の技術的所見が適正であること。
- (ア) 安全管理（資機材搬入など）に対する技術的所見
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
- (ア) 1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者であること。
- (イ) 平成19年度以降に、上記（4）に掲げる完成・引渡しが完了した工事の経験を有する者であること。なお、当該経験が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。
- (ウ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、厚生労働省から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- (10) 沖縄県内に本店、支店その他の営業所が所在すること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
- ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (13) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。
- (14) 次の次項に該当する者は、競争に参加できない。
- (ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
(イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (15) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (16) 競争への参加を希望する者は、別紙1「自己申告書」を令和4年9月29日までに提出すること。

5 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び参加表明書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も良い者を落札者とすることがある。
- ② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- ③ 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

① 評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

- (ア) 技術提案(簡易な施工計画)に関する事項
- (イ) 施工能力に関する事項
- (ウ) 企業の技術力に関する事項
- (エ) 技術者の能力に関する事項
- (オ) 地域精通度・地域貢献度に関する事項
- (カ) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する事項
- (キ) 工事信頼度に関する事項
- (ク) 賃上げ表明企業に関する事項

② 評価の方法及び落札者の決定

入札参加者の技術提案等による評価項目(評価指標)を評価し、

$$\text{評価値} = \{(\text{標準点} + \text{加算点}) / (\text{入札価格})\}$$

の最も高い者を落札者とする。

落札の条件は、次のとおりとする。

- ア) 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
- イ) 提案内容が発注者の設定している最低限の要求要件を下回らないこと。

また、最低限の要求要件である標準点を予定価格で除した数値(以下「基準評価値」という。)を下回らないこと。

(2) 技術評価点を算出するための基準

技術資料の内容について、以下の評価項目及び指標は以下のとおりとする。
 なお、必要な場合は、ヒアリングを行い評価する。

評価項目及び指標				加算点 (下記に示す点数の範囲で付与する)
施工の 確 実 性	施工計画	簡易な 施工計画	安全管理（貸機材搬入など）に対する技術的所見	10
	企業の技術力	同種工事の施工実績		4.5
		工事成績		
		優良工事表彰		
		安全管理優良表彰		
	技術者の能力	保有資格		
		同種工事の実績		
		工事成績		
優良工事技術者表彰				
企業の 地域貢献 度	地域精通度 地域貢献度	近隣地域での施工実績		1.5
		災害協定等の施工実績		
ワーク・ライフ・バランス		えるぼし認定、くるみん認定企業、プラチナ認定企業、トライくるみん、ユースエール認定		7
工事信頼度		別添資料2参照		
賃上げ表明企業		対前年比目標値クリア 大企業3% 中小企業1.5%		7
合計加算点の最大値				30

6 入札手続等

(1) 担当部局

〒906-0003 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地
 国立療養所宮古南静園 庶務課 会計班
 電話0980-72-5321 FAX0980-72-5859

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、以下の交付場所で交付する。また、データが必要な場合は、上記(1)の担当部局へ連絡し電子メール等で送付する。ただし、入札説明書の郵送又はFAXによる入手申し込みは認めない。

交付期間：令和4年9月12日（月）～令和4年10月5日までのうち、
 閉庁日を除く毎日の8時30分～17時までとする。

交付場所：上記（１）の場所

（３）参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記２．（２）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者とする。

（４）参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：令和４年１０月１１日（火）１７時１５分

提出場所：上記（１）に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）

（５）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法：電子調達システムにより提出すること。発注者の承諾を得た場合は令和４年１０月１４日（金）１７時１５分まで持参すること。

（郵送の場合の受領期限も上記の日時まで必着とする。）

開札日時：令和４年１０月１７日（月）１３時３０分 宮古南静園第三会議室

7 その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金

（ア）入札保証金 免除。

（イ）契約保証金 免除。ただし、付保割合を１０分の３以上とする公共工事履行保証証券による保証（契約不適合を保証する特約を付したのものに限る。）を付すること。

（３）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書、資料及び技術提案書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（４）落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記３（３）の評価方法で決定するものとする。なお、具体的には入札説明書による。

但し、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

（５）配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

（６）専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に監理技術者同一の資格（工事経験を除く）を満たす技術者の配置を求めることがある。

（７）契約書作成の要否 要。

（８）当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により

締結する予定の有無 無。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(10) 一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 技術提案等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

8 工事内訳書の提出

(1) 入札を行うにあたり、入札書に記載される入札金額に対応した当該工事費内訳書を入札書の提出時まで提出すること。

工事費内訳書の内容は、「積算項目数量参考書」を参考に工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する金額を表示したもの(配布された様式)とする。

なお、「積算項目数量参考書」は予定価格の基となる工事費内訳書から単価及び金額等を削除するなど加工・編集を施したものを提供するものであり、工事請負契約書第1条に定める設計図書ではなく、参考資料(参考数量)として取り扱うこととし、請負契約上の権利、義務を生じさせるものではない。また、「積算項目数量参考書」に記載されている数量そのものの差異等に係わる質問については、入札説明書に対する質問と区別し、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す数量算出書等の根拠資料等もあわせて提出すること。

(2) 工事費内訳書は返却しない。

(3) 工事費内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(4) 入札参加者は、氏名、住所、あて名及び工事名を記載し、記名を行った工事費内訳書を提出しなければならない。契約担当官等は提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が次の表中に掲げるものに該当するときは、原則として当該入札を無効とする。

工事費内訳書の内容は、「積算数量参考書」を参考に工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する金額を表示したもの(配布された様式)とする。

なお、「積算数量参考書」は予定価格の基となる工事費内訳書から単価及び金額等を削除するなど加工・編集を施したものを提供するものであり、工事請負契約書第1条に定める設計図書ではなく、参考資料(参考数量)として取り扱うこととし、請負契約上の権利、義務を生じさせるものではない。また、「積算数量参考書」に記載されている数量そのものの差異等に係わる質問については、入札説明書に対する質問と区別し、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す数量算出書等の根拠資料等も合わせて提出すること。

(5) 工事費内訳書の様式は配布された様式で作成(Excel形式で保存)を行う。持参の場合、工事費

内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

- (6) 工事費内訳書は返却しない。
- (7) 工事費内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (8) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印を行った工事費内訳書を提出しなければならないが、契約担当官等が提出された工事費内訳書について説明を求められることがある。また、工事費内訳書が別表各項に該当する場合又は未提出の場合は、原則として該当入札者の入札を無効とする。

1 未提出であると認められる場合（未提出と同視できる場合を含む。）

- (1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
- (2) 内訳書とは無関係な書類である場合
- (3) 他の工事の内訳書である場合
- (4) 白紙である場合
- (5) 内訳書に押印が欠けている場合
- (6) 内訳書が特定できない場合
- (7) 他の入札参加者の様式を入手して使用している場合

2 記載すべき事項が欠けている場合

- (1) 内訳の記載が全くない場合
- (2) 入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合

3 添付すべきではない書類が添付されていた場合

- (1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合

4 記載すべき事項に誤りがある場合

- (1) 発注者に誤りがある場合
- (2) 発注案件名に誤りがある場合
- (3) 提出業者名に誤りがある場合
- (4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合

5 その他未提出又は不備がある場合

9 開札

開札は、紙により行うこととし、入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱われる。

10 入札の無効

- (1) 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書、資料及び提案書に虚偽の記載

をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に於いて指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者、4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

(2) 談合が認められた場合の入札は無効とし、落札の場合は取り消すことがある。

11 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記10の評価方法で決定するものとする。

なお、具体的には「総合評価落札方式の内容」（別添資料1）による。

12 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、実際の工事に於いて請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者（以下「技術者」という。）を変更できるものとする。

イ) 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。

ロ) 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で交代しても支障がないと認められる場合。

ハ) 工事の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して途中交代しても支障がないと認められる場合。

ニ) 上記ハ) において途中交代を認める際の現場対応・

- ・交代後の技術者に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

- ・技術者の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の技術者を7日以上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。

- ・工事期間内においては、1年間に2回程度を超えない範囲で認めるものとする。

13 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

14 支払条件

完成払

15 火災保険付保の要否 要。

16 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

17 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、支出負担行為担当官に対して苦情を申立てることができる。

18 関連情報を入手するための照会窓口

6に同じ。

19 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、別冊競争契約入札心得及び契約書案を熟読し、競争契約入札心得を遵守すること。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は、7の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(5) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。

(6) その他詳細不明の点についての照会先
6に同じ。